

(仮称) 栗東市債権管理条例 (案)

平成 27 年 12 月 日

条例第 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の債権の管理等に関する事務の処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令または他の条例もしくはこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第 4 条 市長は、法令または条例もしくはこれに基づく規則の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めると共に必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第 5 条 市長は、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(台帳の整備)

第 6 条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

(債権の放棄)

第 7 条 市長は、市の債権（当該債権の時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部または一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない債権について、強制執行の手続が終了した場合において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき（当該債権につき保証人がある場合等を除く。）。
- (4) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (5) 徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間

を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。

(7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

(報告)

第8条 市長は、前条の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## (仮称) 栗東市債権管理条例 (案) 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理等に関する事務の処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供に資することを目的とする。

#### 【解説】

この条例の目的は、市の債権の管理に関する事務処理について、一般的な基準などを定めることにより一層の適正化を図ると共に、公正かつ円滑な行財政運営と市民への安心の提供を明らかにするものです。

なお、原則として、栗東市上下水道事業所の企業会計による収入についてもこの条例に準じて取り扱うこととします。

### (定義)

第2条 この条例において、「市の債権」とは、金銭の給付を目的とする市の権利をいう。

#### 【解説】

この条は、本条例内の用語について「市の債権」を地方自治法第240条第1項本文にならった定義としています。

#### 【参考】

地方自治法第240条第1項

(債権)

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

### (他の法令等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令または他の条例もしくはこれに基づく規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

#### 【解説】

他の法令、条例との関係を定めたもので、市の債権は多種多様であり、地方自治法、同法施行令、民法をはじめとする国の法令、市の条例、規則それぞれに債権管理に関する規定があります。

この条例は、法令、条例、規則に特別の定めがある場合を除き、市の債権管理については、本条例によることとなります。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令または条例もしくはこれに基づく規則の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めると共に必要な措置を講じなければならない。

**【解説】**

市の債権管理にあたって、法令等の規定に従った適正な管理と、そのための必要な措置を講じる義務を市長の責務として規定するものです。

(管理体制の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

**【解説】**

市の債権管理のために、庁内の連絡体制や適正な運用に係る体制の整備について、義務づけを定めるものです。

(台帳の整備)

第6条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備するものとする。

**【解説】**

市の債権管理のために、管理台帳の整備について、義務づけを定めるものです。

なお、台帳の様式については既に各債権保有課にて整備されていますが、規則第2条で規定する「債権の名称、債務者の住所及び氏名、債権の額、債権の発生及び徴収の履歴に関する事項、その他債権の性質に応じ必要と認められる事項」を満たす内容であることを明確にするものです。

(債権の放棄)

第7条 市長は、市の債権（当該債権の時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。）について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部または一部を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、当該債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。
- (2) 強制執行の手続をとっても、なお完全に履行されない債権について、強制執行の手続が終了した場合において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき（当該債権につき保証人がある場合等をのぞく。）。
- (4) 消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (5) 徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (7) 債務者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないとき。

#### 【解説】

債権放棄ができる債権は「時効による消滅について、債務者による時効の援用を要するものに限る。」、つまり私債権を対象としています。

私債権は、未納のまま時効期間が経過した場合であっても、債務者から時効の援用がなければ消滅しません。このため事実上、徴収が不可能な債権が累積し債権管理業務が非効率になりがちであることから、徴収の過程においていかなる徴収努力を行っても回収の見込みがなく、かつ時効の援用がなされない債権を放棄することができることと定めたものです。

債権を放棄するには原則として議会の議決を必要としますが、条例に特別の定めがある場合には議会の議決は不要となり（地方自治法第96条の条文では「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と定められている。うち、第1項第10号において「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」との規定がある。）、本条例を定めることにより、実質的に徴収不納に陥っている債権について、議会の議決を経ることなく債権を放棄することを可能とし、債権管理の合理化、効率化を図ることを目的としています。

#### (第1号)

「著しい生活困窮状態」とは、単に現状として生活困窮状態であることを理由に債権を放棄することは適当ではないが、生活保護を受けている、またはこれに準ずる状態にある債務者から取立てを行うことは、社会通念上、過酷であると考えられることから放棄事由としています。「これに準ずる状態」とは、生活保護は受けていないが申請すれば受給が認められると推測される状態（目安として厚生労働大臣が定める生活保護基準の10%程度の誤差の範囲）をいいます。

「資力の回復が困難」とは、債務者との面談等により資力の回復の可能性を伺わせる

事情（例えば、転職により給料が増える見込みがある、遺産分割協議が進行している等）が存在しないときは、資力の回復が困難と判断できます。

(第2号)

強制執行によっても債務が回収できなかったということは、法的にできる徴収の努力はすべて行ったにもかかわらず、他に回収の手立てがないことが明らかであることから放棄の事由としたものです。

(第3号)

破産や法人の倒産により免責が確定した場合は、法律的にも請求することができないとされています（破産法第253条第1項。ただし、税の請求権はこの限りではありません。）。債務者から破産の免責がされた旨の申し立てがされた場合は、裁判所による免責決定の写し等を提出させることとします。ただし、裁判所の決定により市が保有する債権が免責されない場合は除きます。

なお、破産による免責の確定は責任を免れただけなので、その後に債務者の経済状況が回復し、任意に弁済する意向を示しているときは放棄することは適当ではありません。

(第4号)

市の債権のうち私債権と位置付ける債権は、時効期間が満了しても相手方から時効の援用の申し出がない限り、その請求権は消滅しません。つまり私債権は、時効の効果の発生が債務者の意思にかかっており、債務者の意思が判明しないと消滅しない性格を有しています。

現実的には、債務者から「時効が成立している。」との意思表示（援用）があることはほとんどなく、永久的に債権を管理し続けることになるため放棄事由の一つとしています。

ただし、本市が放棄する前に、債務者から任意による債務の承認（債務承認書や分割納付誓約書の提出など）や納入があったものは、債務者自らが時効の権利を放棄したものとみなし、債務の承認または納入のあった日から時効の期間が再スタートします。

債務者が時効の援用をしない「特別の理由」も、この分割納付誓約書の提出や口頭による債務の承認がこれにあたります。

(第5号)

徴収停止の措置を講じた後、相当の期間を経過しても状況が変わらないときは、回収の見込みがまったくないと考えられることから、放棄の事由としたものです。

「相当の期間」とは、他市事例等から判断すると1年程度が適当と考えられ、栗東市債権管理条例施行規則第3条にてその旨を規定しています。徴収を停止すると判断した

時点で一定の調査等は終えていることを前提に、その後の状況が変わらなければ1年で放棄することができるかと定めています。

(第6号)

債務者が死亡した場合、原則として被相続人（死亡した債務者）の債権債務は相続人に相続され、その相続人が当該債務を弁済する義務を有します。

その債権について、限定承認（相続によって得た財産の限度においてだけ、被相続人の債務及び遺贈を弁済する相続形態、またはこのような留保付で相続を承認する相続人の意思表示のこと。）があった場合、強制執行に必要な費用（相続財産の換価、配当のために要すると認められる費用）と他の優先債権等の合計が相続財産を超えるときには、実質的に限定承認によって相続財産から回収できる見込みがないものと判断し放棄するものです。ただし、相続人が任意に弁済する意思を示しているときには権利の放棄はできません。

なお、「他の債権に優先して弁済を受ける債権」とは、例えば、市が他にも法令上優先して弁済される税等の債権を保有している場合をいいます（地方税法第14条「地方税優先の原則」）。

また、「市以外の者の権利」とは、例えば、雇用関係の先取特権（民法第308条）により、市の債権に優先して弁済される給料未払い債権等がある場合をいいます。

(第7号)

債務者が失踪や行方不明等になり、徴収見込みがないにも関わらず債権管理を続けることは、徴収が不可能な債権が累積し債権管理業務が非効率になりがちであることから、相当の期間や時効の成立を待たずに放棄ができる事由としています。

「その他これに準ずる事情」とは、相続人不存在などがこれにあたります。

この号は、主に次のような事例に適用されます。

1. 時効期間が経過する前に、民法第30条の規定による失踪の宣告がなされたとき。
2. 行方不明（個人の場合）の調査を、住民票（直近3ヶ月以内のもの）や戸籍謄本の附表等の照会をもとに居住地や勤務先への調査（県内または日帰り圏内であれば現地確認、近隣住民等からの聴き取り）を行っても所在が判明しないとき。  
ただし、行方不明者と認定するためには、市が行方不明であることを認定した後、1年間以上の調査期間を設けるものとします（戻ってくる可能性があるため）。
3. 相続人全員が相続を放棄したとき、または相続人が不存在（3親等程度までは、相続の確認を確実に行うものとします。）のとき。
4. 行方不明（法人の場合）の調査を、商業登記簿から役員の住所の把握や聴き取り等によって実施し、その結果、商号変更や本店移転の事実等が確認され、その事実が登記簿に記載されていない状況にあるとき。

また、法人の解散、または解散の登記はされていないが廃業して将来事業再開の見込みがまったくなく、その財産が不明なとき。

5. 外国人で外国人登録調査の結果すでに出国しており、将来明らかに入国の見込みがないとき。
6. 日本人の海外移住者で、短期滞在を除き海外に移住または出国して将来明らかに帰国の見込みがないとき。

(報告)

第8条 市長は、前条の規定により市の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

【解説】

地方自治体が債権の放棄を行う場合は本来は議会の議決を必要としますが、本市では栗東市債権管理条例を制定したことにより、地方自治法第96条第1項第10号で規定する「条例に特別の定めがある場合」に該当し、議会の議決を要せずに放棄を可能としています。

しかし、その運用にあたっては安易に放棄することなく、的確な調査と慎重な審議に基づいた上で放棄の判断をする必要があります。債権の放棄は財源確保の面から適切に運用することはもちろんですが、きちんと債務を履行している大多数の市民が不公平感を感じ、市政運営への信頼を損なうことがないように十分に配慮することが重要です。

よって、債権を保有する各担当部署が、時効管理をはじめ、納付折衝の経緯（記録）や放棄理由を明確にし、日頃から適切な債権管理を意識した業務を遂行するために、議会への報告を規定するものです（ただし、報告の仕方（方法）までは定めません。）。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関して、必要な事項を規則で定める旨を規定したものです。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行期日を規定したものです。

(仮称) 栗東市債権管理条例施行規則 (案)

平成 27 年 12 月 日

規則第 号

(目的)

第 1 条 この規則は、栗東市債権管理条例 (平成 27 年栗東市条例第 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第 2 条 条例第 6 条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) その他債権の性質に応じ必要と認められる事項

(放棄に係る相当の期間)

第 3 条 条例第 7 条第 5 号に規定する相当の期間は、1 年とする。

(滞納処分に係る事務の委任)

第 4 条 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することのできる公課に係る滞納処分は、市長の委任を受けた職員 (以下「徴収職員」という。) が行う。

- 2 徴収職員は、公課に係る滞納処分等を行う場合には徴収職員証 (別記様式) を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## (仮称) 栗東市債権管理条例施行規則 (案) 逐条解説

### (目的)

第1条 この規則は、栗東市債権管理条例（平成27年栗東市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 【解説】

この規則は、施行についての必要な事項を明らかにすることを目的としています。

### (台帳の記載事項)

第2条 条例第6条に規定する台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収の履歴に関する事項
- (5) その他債権の性質に応じ必要と認められる事項

#### 【解説】

この条では、条例第6条に規定する台帳の記載事項を明らかにしています。

台帳の様式については、既に各債権保有課において債権毎に整備されていることから、新たに市全体の統一様式を定めずに既存の様式を用いることを基本とします。

ただし、既存様式の中でも第1号から第4号までの内容については最低限記載すべき事項として規定（特に第4号においては、時効管理に関する事項（発生年月日、履行期限、督促期限日、徴収に関する履歴、納付折衝や相談に関する記録など）が記されていること。）し、その他各債権の性質に応じて必要と認められる事項の記載を、第5号において規定しています。

### (放棄に係る相当の期間)

第3条 条例第7条第5号に規定する相当の期間は、1年とする。

#### 【解説】

この条は、徴収停止の措置を取ってから債権放棄ができるまでの期間を示しています。他市の事例等を参考に「相当の期間」を1年と規定しています。

(滞納処分に係る事務の委任)

第4条 市税以外の市の債権のうち、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することのできる公課に係る滞納処分は、市長の委任を受けた職員（以下「徴収職員」という。）が行う。

2 徴収職員は、公課に係る滞納処分等を行う場合には徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

**【解説】**

滞納処分に係る事務委任について規定しています。

当該職員が、滞納処分に係る権限を市長から委任されていることを示しています。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**【解説】**

この規則の施行に関して必要な事項を、別に定める旨を規定しています。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**【解説】**

この規則の施行期日を規定したものです。

## 第二次栗東市緑の基本計画策定委託業務概要

平成 27 年 9 月 18 日

建設部都市計画課

## 1. 業務の目的

「栗東市緑の基本計画」は、当初平成 18 年度末に目標年度を平成 32 年に設定し策定をした。この策定から今日までの間に市財政状況の悪化と新幹線新駅事業の中止や社会情勢の変化により、市施策の大幅な方針転換を余儀なくされることとなり、市の各種の基本計画は、抜本的策定を実施し市の目指す方向性が改めて示されることとなった。こうした上位計画等の策定や本市を取り巻く状況との整合を図ることはもとより“風格都市栗東”を実現する緑全般に関する計画を検討し、本市の緑地の保全や緑化の推進を明らかにすることを目的とする。

## 2. 業務概要

- |        |  |
|--------|--|
| ①業務名   | 平成 27 年度 栗都計委第 3 号<br>第二次栗東市緑の基本計画策定委託業務 |
| ②業務委託料 | 7,560,000 円（うち消費税 560,000 円）             |
| ③契約日   | 平成 27 年 6 月 24 日                         |
| ④受注者   | 株式会社サンワコン 滋賀支店                           |
| ⑤業務箇所  | 栗東市一円                                    |
| ⑥履行期間  | 平成 27 年 6 月 24 日～平成 29 年 3 月 17 日        |

平成 27 年 9 月 18 日

## 第二次栗東市緑の基本計画策定委託業務フロー図

緑の基本計画の見直しフローは以下のとおりである。

●計画策定業務期間 平成 27 年度～平成 28 年度の 2 カ年

